

労働者派遣法第 23 条第 5 項に基づく情報提供

京セラコミュニケーションシステム株式会社
札幌営業所

労働者派遣事業の適正な運用の確保及び派遣労働者の保護等に関する労働者派遣法第 23 条第 5 項の規定により、下記の通り情報を提供します。

対象期間：2021 年度（2021 年 4 月～2022 年 3 月）

記

1. 2020 年度派遣実績（対象期間：2021 年 4 月～2022 年 3 月）

- | | |
|-------------------------------------|------------------------------|
| (1)派遣労働者の数 | : 0 人 |
| (2)派遣先の数 | : 0 社 |
| (3)派遣料金の平均額 | : 0 円（1 日 8 時間あたり） |
| (4)派遣労働者の賃金の額の平均額 | : 0 円（1 日 8 時間あたり） |
| (5)マージン率 | : 0% |
| (6)労働者派遣法第 30 条の 4 第 1 項の労使協定に関する事項 | |
| ・ 労使協定の締結有無 | : 有（有効期間の終期 2023 年 3 月 31 日） |
| ・ 労使協定の対象となる派遣社員の範囲 | : 正社員、契約社員、シニア社員 |

2. 教育訓練に関する事項

お客様に信用される社員を目指した教育研修を実施することで各個人のスキルアップをサポートしています。

- ・ 主な研修実績：入社時研修、安全衛生教育、メンタルヘルス教育、災害対策教育、セクハラ・パワハラ教育、インサイダー取引防止教育、情報セキュリティ教育、個人情報保護教育、フィロソフィ研修 など

3. マージン率に含まれている派遣事業運営に必要な経費

派遣労働者の賃金以外に必要な経費については主に以下のようなものがあり、これらの費用を上記マージン率の中から捻出しております。

- ・ 法定福利費：厚生年金保険、健康保険、雇用保険、労災保険などの会社負担分
- ・ 福利厚生費：社宅費用、健康診断費用、有給休暇取得費用、退職金掛金など
- ・ 教育研修費：社内のリーダー教育、各技術資格教育、外部研修会参加時の補助など
- ・ 諸経費：社内のネットワーク利用料、システム利用料、オフィス賃料など

以上

労働者派遣法第 23 条第 5 項に基づく情報提供

京セラコミュニケーションシステム株式会社
仙台営業所

労働者派遣事業の適正な運用の確保及び派遣労働者の保護等に関する労働者派遣法第 23 条第 5 項の規定により、下記の通り情報を提供します。

対象期間：2021 年度（2021 年 4 月～2022 年 3 月）

記

1. 2020 年度派遣実績（対象期間：2021 年 4 月～2022 年 3 月）

- | | |
|-------------------------------------|------------------------------|
| (1)派遣労働者の数 | : 0 人 |
| (2)派遣先の数 | : 0 社 |
| (3)派遣料金の平均額 | : 0 円（1 日 8 時間あたり） |
| (4)派遣労働者の賃金の額の平均額 | : 0 円（1 日 8 時間あたり） |
| (5)マージン率 | : 0% |
| (6)労働者派遣法第 30 条の 4 第 1 項の労使協定に関する事項 | |
| ・ 労使協定の締結有無 | : 有（有効期間の終期 2023 年 3 月 31 日） |
| ・ 労使協定の対象となる派遣社員の範囲 | : 正社員、契約社員、シニア社員 |

2. 教育訓練に関する事項

お客様に信用される社員を目指した教育研修を実施することで各個人のスキルアップをサポートしています。

- ・ 主な研修実績：入社時研修、安全衛生教育、メンタルヘルス教育、災害対策教育、セクハラ・パワハラ教育、インサイダー取引防止教育、情報セキュリティ教育、個人情報保護教育、フィロソフィ研修 など

3. マージン率に含まれている派遣事業運営に必要な経費

派遣労働者の賃金以外に必要な経費については主に以下のようなものがあり、これらの費用を上記マージン率の中から捻出しております。

- ・ 法定福利費：厚生年金保険、健康保険、雇用保険、労災保険などの会社負担分
- ・ 福利厚生費：社宅費用、健康診断費用、有給休暇取得費用、退職金掛金など
- ・ 教育研修費：社内のリーダー教育、各技術資格教育、外部研修会参加時の補助など
- ・ 諸経費：社内のネットワーク利用料、システム利用料、オフィス賃料など

以上

労働者派遣法第 23 条第 5 項に基づく情報提供

京セラコミュニケーションシステム株式会社
東京事業所

労働者派遣事業の適正な運用の確保及び派遣労働者の保護等に関する労働者派遣法第 23 条第 5 項の規定により、下記の通り情報を提供します。

対象期間：2021 年度（2021 年 4 月～2022 年 3 月）

記

1. 2020 年度派遣実績（対象期間：2021 年 4 月～2022 年 3 月）

- (1)派遣労働者の数 : 26 人
- (2)派遣先の数 : 7 社
- (3)派遣料金の平均額 : 33,709 円（1 日 8 時間あたり）
- (4)派遣労働者の賃金の額の平均額 : 27,841 円（1 日 8 時間あたり）
- (5)マージン率 : 17.4%
- (6)労働者派遣法第 30 条の 4 第 1 項の労使協定に関する事項
 - ・ 労使協定の締結有無 : 有（有効期間の終期 2023 年 3 月 31 日）
 - ・ 労使協定の対象となる派遣社員の範囲 : 正社員、契約社員、シニア社員

2. 教育訓練に関する事項

お客様に信用される社員を目指した教育研修を実施することで各個人のスキルアップをサポートしています。

- ・ 主な研修実績：入社時研修、安全衛生教育、メンタルヘルス教育、災害対策教育、セクハラ・パワハラ教育、インサイダー取引防止教育、情報セキュリティ教育、個人情報保護教育、フィロソフィ研修 など

3. マージン率に含まれている派遣事業運営に必要な経費

派遣労働者の賃金以外に必要な経費については主に以下のようなものがあり、これらの費用を上記マージン率の中から捻出しております。

- ・ 法定福利費：厚生年金保険、健康保険、雇用保険、労災保険などの会社負担分
- ・ 福利厚生費：社宅費用、健康診断費用、有給休暇取得費用、退職金掛金など
- ・ 教育研修費：社内のリーダー教育、各技術資格教育、外部研修会参加時の補助など
- ・ 諸経費 : 社内のネットワーク利用料、システム利用料、オフィス賃料など

以上

労働者派遣法第 23 条第 5 項に基づく情報提供

京セラコミュニケーションシステム株式会社
三田事業所

労働者派遣事業の適正な運用の確保及び派遣労働者の保護等に関する労働者派遣法第 23 条第 5 項の規定により、下記の通り情報を提供します。

対象期間：2021 年度（2021 年 4 月～2022 年 3 月）

記

1. 2020 年度派遣実績（対象期間：2021 年 4 月～2022 年 3 月）

- (1)派遣労働者の数 : 3 人
- (2)派遣先の数 : 1 社
- (3)派遣料金の平均額 : 45,046 円（1 日 8 時間あたり）
- (4)派遣労働者の賃金の額の平均額 : 28,298 円（1 日 8 時間あたり）
- (5)マージン率 : 37.2%
- (6)労働者派遣法第 30 条の 4 第 1 項の労使協定に関する事項
 - ・労使協定の締結有無 : 有（有効期間の終期 2023 年 3 月 31 日）
 - ・労使協定の対象となる派遣社員の範囲 : 正社員、契約社員、シニア社員

2. 教育訓練に関する事項

お客様に信用される社員を目指した教育研修を実施することで各個人のスキルアップをサポートしています。

- ・主な研修実績：入社時研修、安全衛生教育、メンタルヘルス教育、災害対策教育、セクハラ・パワハラ教育、インサイダー取引防止教育、情報セキュリティ教育、個人情報保護教育、フィロソフィ研修 など

3. マージン率に含まれている派遣事業運営に必要な経費

派遣労働者の賃金以外に必要な経費については主に以下のようなものがあり、これらの費用を上記マージン率の中から捻出しております。

- ・法定福利費：厚生年金保険、健康保険、雇用保険、労災保険などの会社負担分
- ・福利厚生費：社宅費用、健康診断費用、有給休暇取得費用、退職金掛金など
- ・教育研修費：社内のリーダー教育、各技術資格教育、外部研修会参加時の補助など
- ・諸経費 : 社内のネットワーク利用料、システム利用料、オフィス賃料など

以上

労働者派遣法第 23 条第 5 項に基づく情報提供

京セラコミュニケーションシステム株式会社
名古屋営業所

労働者派遣事業の適正な運用の確保及び派遣労働者の保護等に関する労働者派遣法第 23 条第 5 項の規定により、下記の通り情報を提供します。

対象期間：2021 年度（2021 年 4 月～2022 年 3 月）

記

1. 2020 年度派遣実績（対象期間：2021 年 4 月～2022 年 3 月）

- | | |
|-------------------------------------|------------------------------|
| (1)派遣労働者の数 | : 0 人 |
| (2)派遣先の数 | : 0 社 |
| (3)派遣料金の平均額 | : 0 円（1 日 8 時間あたり） |
| (4)派遣労働者の賃金の額の平均額 | : 0 円（1 日 8 時間あたり） |
| (5)マージン率 | : 0% |
| (6)労働者派遣法第 30 条の 4 第 1 項の労使協定に関する事項 | |
| ・ 労使協定の締結有無 | : 有（有効期間の終期 2023 年 3 月 31 日） |
| ・ 労使協定の対象となる派遣社員の範囲 | : 正社員、契約社員、シニア社員 |

2. 教育訓練に関する事項

お客様に信用される社員を目指した教育研修を実施することで各個人のスキルアップをサポートしています。

- ・ 主な研修実績：入社時研修、安全衛生教育、メンタルヘルス教育、災害対策教育、セクハラ・パワハラ教育、インサイダー取引防止教育、情報セキュリティ教育、個人情報保護教育、フィロソフィ研修 など

3. マージン率に含まれている派遣事業運営に必要な経費

派遣労働者の賃金以外に必要な経費については主に以下のようなものがあり、これらの費用を上記マージン率の中から捻出しております。

- ・ 法定福利費：厚生年金保険、健康保険、雇用保険、労災保険などの会社負担分
- ・ 福利厚生費：社宅費用、健康診断費用、有給休暇取得費用、退職金掛金など
- ・ 教育研修費：社内のリーダー教育、各技術資格教育、外部研修会参加時の補助など
- ・ 諸経費：社内のネットワーク利用料、システム利用料、オフィス賃料など

以上

労働者派遣法第 23 条第 5 項に基づく情報提供

京セラコミュニケーションシステム株式会社
大阪事業所

労働者派遣事業の適正な運用の確保及び派遣労働者の保護等に関する労働者派遣法第 23 条第 5 項の規定により、下記の通り情報を提供します。

対象期間：2021 年度（2021 年 4 月～2022 年 3 月）

記

1. 2020 年度派遣実績（対象期間：2021 年 4 月～2022 年 3 月）

- (1)派遣労働者の数 : 2 人
- (2)派遣先の数 : 2 社
- (3)派遣料金の平均額 : 61,319 円（1 日 8 時間あたり）
- (4)派遣労働者の賃金の額の平均額 : 36,866 円（1 日 8 時間あたり）
- (5)マージン率 : 39.9%
- (6)労働者派遣法第 30 条の 4 第 1 項の労使協定に関する事項
 - ・労使協定の締結有無 : 有（有効期間の終期 2023 年 3 月 31 日）
 - ・労使協定の対象となる派遣社員の範囲 : 正社員、契約社員、シニア社員

2. 教育訓練に関する事項

お客様に信用される社員を目指した教育研修を実施することで各個人のスキルアップをサポートしています。

- ・主な研修実績：入社時研修、安全衛生教育、メンタルヘルス教育、災害対策教育、セクハラ・パワハラ教育、インサイダー取引防止教育、情報セキュリティ教育、個人情報保護教育、フィロソフィ研修 など

3. マージン率に含まれている派遣事業運営に必要な経費

派遣労働者の賃金以外に必要な経費については主に以下のようなものがあり、これらの費用を上記マージン率の中から捻出しております。

- ・法定福利費：厚生年金保険、健康保険、雇用保険、労災保険などの会社負担分
- ・福利厚生費：社宅費用、健康診断費用、有給休暇取得費用、退職金掛金など
- ・教育研修費：社内のリーダー教育、各技術資格教育、外部研修会参加時の補助など
- ・諸経費 : 社内のネットワーク利用料、システム利用料、オフィス賃料など

以上

労働者派遣法第 23 条第 5 項に基づく情報提供

京セラコミュニケーションシステム株式会社
広島営業所

労働者派遣事業の適正な運用の確保及び派遣労働者の保護等に関する労働者派遣法第 23 条第 5 項の規定により、下記の通り情報を提供します。

対象期間：2021 年度（2021 年 4 月～2022 年 3 月）

記

1. 2020 年度派遣実績（対象期間：2021 年 4 月～2022 年 3 月）

- | | |
|-------------------------------------|------------------------------|
| (1)派遣労働者の数 | : 0 人 |
| (2)派遣先の数 | : 0 社 |
| (3)派遣料金の平均額 | : 0 円（1 日 8 時間あたり） |
| (4)派遣労働者の賃金の額の平均額 | : 0 円（1 日 8 時間あたり） |
| (5)マージン率 | : 0% |
| (6)労働者派遣法第 30 条の 4 第 1 項の労使協定に関する事項 | |
| ・ 労使協定の締結有無 | : 有（有効期間の終期 2023 年 3 月 31 日） |
| ・ 労使協定の対象となる派遣社員の範囲 | : 正社員、契約社員、シニア社員 |

2. 教育訓練に関する事項

お客様に信用される社員を目指した教育研修を実施することで各個人のスキルアップをサポートしています。

- ・ 主な研修実績：入社時研修、安全衛生教育、メンタルヘルス教育、災害対策教育、セクハラ・パワハラ教育、インサイダー取引防止教育、情報セキュリティ教育、個人情報保護教育、フィロソフィ研修 など

3. マージン率に含まれている派遣事業運営に必要な経費

派遣労働者の賃金以外に必要な経費については主に以下のようなものがあり、これらの費用を上記マージン率の中から捻出しております。

- ・ 法定福利費：厚生年金保険、健康保険、雇用保険、労災保険などの会社負担分
- ・ 福利厚生費：社宅費用、健康診断費用、有給休暇取得費用、退職金掛金など
- ・ 教育研修費：社内のリーダー教育、各技術資格教育、外部研修会参加時の補助など
- ・ 諸経費：社内のネットワーク利用料、システム利用料、オフィス賃料など

以上

労働者派遣法第 23 条第 5 項に基づく情報提供

京セラコミュニケーションシステム株式会社
高松営業所

労働者派遣事業の適正な運用の確保及び派遣労働者の保護等に関する労働者派遣法第 23 条第 5 項の規定により、下記の通り情報を提供します。

対象期間：2021 年度（2021 年 4 月～2022 年 3 月）

記

1. 2020 年度派遣実績（対象期間：2021 年 4 月～2022 年 3 月）

- (1)派遣労働者の数 : 0 人
- (2)派遣先の数 : 0 社
- (3)派遣料金の平均額 : 0 円（1 日 8 時間あたり）
- (4)派遣労働者の賃金の額の平均額 : 0 円（1 日 8 時間あたり）
- (5)マージン率 : 0%
- (6)労働者派遣法第 30 条の 4 第 1 項の労使協定に関する事項
 - ・ 労使協定の締結有無 : 有（有効期間の終期 2023 年 3 月 31 日）
 - ・ 労使協定の対象となる派遣社員の範囲 : 正社員、契約社員、シニア社員

2. 教育訓練に関する事項

お客様に信用される社員を目指した教育研修を実施することで各個人のスキルアップをサポートしています。

- ・ 主な研修実績：入社時研修、安全衛生教育、メンタルヘルス教育、災害対策教育、セクハラ・パワハラ教育、インサイダー取引防止教育、情報セキュリティ教育、個人情報保護教育、フィロソフィ研修 など

3. マージン率に含まれている派遣事業運営に必要な経費

派遣労働者の賃金以外に必要な経費については主に以下のようなものがあり、これらの費用を上記マージン率の中から捻出しております。

- ・ 法定福利費：厚生年金保険、健康保険、雇用保険、労災保険などの会社負担分
- ・ 福利厚生費：社宅費用、健康診断費用、有給休暇取得費用、退職金掛金など
- ・ 教育研修費：社内のリーダー教育、各技術資格教育、外部研修会参加時の補助など
- ・ 諸経費 : 社内のネットワーク利用料、システム利用料、オフィス賃料など

以上

労働者派遣法第 23 条第 5 項に基づく情報提供

京セラコミュニケーションシステム株式会社
福岡事業所

労働者派遣事業の適正な運用の確保及び派遣労働者の保護等に関する労働者派遣法第 23 条第 5 項の規定により、下記の通り情報を提供します。

対象期間：2021 年度（2021 年 4 月～2022 年 3 月）

記

1. 2020 年度派遣実績（対象期間：2021 年 4 月～2022 年 3 月）

- | | |
|-------------------------------------|------------------------------|
| (1)派遣労働者の数 | : 0 人 |
| (2)派遣先の数 | : 0 社 |
| (3)派遣料金の平均額 | : 0 円（1 日 8 時間あたり） |
| (4)派遣労働者の賃金の額の平均額 | : 0 円（1 日 8 時間あたり） |
| (5)マージン率 | : 0% |
| (6)労働者派遣法第 30 条の 4 第 1 項の労使協定に関する事項 | |
| ・ 労使協定の締結有無 | : 有（有効期間の終期 2023 年 3 月 31 日） |
| ・ 労使協定の対象となる派遣社員の範囲 | : 正社員、契約社員、シニア社員 |

2. 教育訓練に関する事項

お客様に信用される社員を目指した教育研修を実施することで各個人のスキルアップをサポートしています。

- ・ 主な研修実績：入社時研修、安全衛生教育、メンタルヘルス教育、災害対策教育、セクハラ・パワハラ教育、インサイダー取引防止教育、情報セキュリティ教育、個人情報保護教育、フィロソフィ研修 など

3. マージン率に含まれている派遣事業運営に必要な経費

派遣労働者の賃金以外に必要な経費については主に以下のようなものがあり、これらの費用を上記マージン率の中から捻出しております。

- ・ 法定福利費：厚生年金保険、健康保険、雇用保険、労災保険などの会社負担分
- ・ 福利厚生費：社宅費用、健康診断費用、有給休暇取得費用、退職金掛金など
- ・ 教育研修費：社内のリーダー教育、各技術資格教育、外部研修会参加時の補助など
- ・ 諸経費：社内のネットワーク利用料、システム利用料、オフィス賃料など

以上